

【試験運用に係るQ & A】（生活交通誘導）

Q 1 一方向通行に従わなかった場合は交通違反となりますか？

A 1 道路交通法に基づく交通規制ではありませんので交通違反ではありませんが、試験運用を効果的に実施するためご協力をお願いします。

Q 2 鞆鉄バスの運行はどうなりますか？

A 2 7時台に鞆車庫へ向かう便は淀姫神社で代替交通（ジャンボタクシー）に乗り換えていただきます。また、8時台に松永駅南口に向かう便は代替交通（ジャンボタクシー）により下図のルートを実行いたします。港口バス停、四ツ角バス停をご利用の方は係員のご案内いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

Q 3 市道については福山方面に行くことはできますか？

A 3 一方向通行区間は県道鞆松永線（江之浦町交差点～港口交差点の間）です。鞆地区の町中にお住まいの方で市道を福山方面に向かわれる方はこれまで通り通行可能です。

Q 4 自転車、バイクも一方向通行に従わないといけないのですか？

A 4 一方向通行の対象車両は、港口交差点付近の「一方通行」交通規制と同じ「2輪のものを除く」車両とします。したがって、自転車、バイクはこれまで通り通行可能です。

Q 5 試験運用の目的はなんですか？

A 5 朝の通勤時間帯に交通量が集中する鞆松永線において、一方向通行の交通誘導を行った場合の、町中交通への影響や導入効果、課題などを確認するため試験運用を実施します。試験運用による町中の交通混雑緩和の効果を検証した上で、その後の実施に向けた判断を行います。